

委員 長 報 告 書

さる 2 月 22 日の本会議において、本委員会に付託された
議案第 29 号 第 2 次橋本市長期総合計画基本構想について
を審査するため、3 月 1 日に委員会を開催し、慎重審査の結果、全会一致
で原案のとおり可決すべきものと決しましたので、以下その概要を報告い
たします。

記

議案第 29 号は、2008 年に策定された第 1 次橋本市長期総合計画が 2017
年度末をもって計画期間の満了を迎えるにあたり、2018 年度からの 10 年
間を計画期間とする第 2 次橋本市長期総合計画を策定するものである。

本計画は、人口減少、少子高齢化が急速に進み、さまざまな課題が生じ
ているなか、持続可能なまちづくりを進めていくため、進むべき方向性を
市民と共有し、総合的かつ計画的に行政運営を行うよう、目指すまちの姿
とその実現に必要な政策、施策などをまとめたものである。

本計画の最上位に位置づけられる基本構想においては、まちづくりの基
本的な考え方となる 5 項目の基本理念と、目指すべきまちの将来像を「人
輝き あたたかさ湧きでる みんなで創造する元気なまち 橋本」と定め
ており、将来像の実現のための 3 項目の基本目標、目標を達成するための
9 項目の政策、そして、政策を展開していく上での 3 項目の行政推進の基
本方針を定めている。また、2027 年の目標人口を 60,000 人とするととも
に、目指すべき都市の将来の姿を都市構造により示している。

委員から、都市構造の交通軸に関する記載において、京奈和自動車道を
高速道路と位置づけているが、正しくは自動車専用道路ではないか との
ただしがあり、高速道路は、一般的に高速自動車国道と自動車専用道路の
両方が含まれていることから、表記上の問題はないと考えている との答
弁がありました。